

様式第2号（第3条関係）

向日市介護保険福祉用具購入費受領委任払制度に係る取扱誓約書

年 月 日

（宛先）向日市長

（届出者）所在地

事業者名称

代表者氏名

㊟

向日市介護保険福祉用具購入費受領委任払制度に関して、代理受領に係る届出を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

- 1 介護保険法第44条第1項及び第56条第1項に定められた介護保険給付費の支給対象となる福祉用具の提供に関しては、関係法令及び向日市介護保険法施行細則等を遵守すること。
- 2 福祉用具の販売に当たっては、向日市、地域包括支援センター、特定（介護予防）福祉用具販売事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 3 要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に要介護等被保険者の立場に立ったサービス提供に努めること。

（受給資格の確認等）

- 4 要介護等被保険者から、福祉用具の販売について向日市介護保険福祉用具購入費受領委任払制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって、向日市の被保険者であること及び要介護認定又は要支援認定を受けていることにより受給資格を有することを確認すること。また、過去の福祉用具購入費の給付実績を確認すること。なお、購入した福祉用具と同一品目のものを既に購入し、かつ、保険給付の支給を受けている場合（既に購入している福祉用具が破損している場合及び介護の必要の程度が著しく高くなった場合を除く。）及び福祉用具購入費支給の上限額を超える費用については、保険給付の対象とならないことを要介護等被保険者に説明し、自己負担となることの理解を得ること。支給の上限額を超過して販売された福祉用具の超過分については、要介護等被保険者から直接支払を受けること。

（自己負担額の受領）

- 5 福祉用具購入費については、市へ保険給付見込額を確認の上、保険給付分を除いた自己負担額の支払を要介護等被保険者から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払を受けたときは、要介護等被保険者へ

領収書を発行すること。

(指導・調査等)

- 6 市長が必要があると認めた福祉用具購入に関しては、指導又は調査を受け、市長が帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

(登録の取消等)

- 7 この遵守事項に違反した場合又は不正な手段により受領委任払に係る届出を受けたことが明らかになった場合においては、市長は直ちに当該登録を取り消すものとする。また、市長が定める取消期間中は、登録の届出ができないことについて、異議を申し立てないこと。

(苦情処理等)

- 8 要介護等被保険者から福祉用具購入に関し、苦情又は相談があった場合は、要介護等被保険者の状況を詳細に把握するため、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、行政機関等との協力により適切な対応方法を要介護等被保険者の立場を考慮しながら検討し、対処すること。

(秘密保持)

- 9 受領委任払取扱事業者の職員は、業務上知り得た要介護等被保険者又はその家族の個人情報等を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、また同様とすること。

(その他)

- 10 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。